二の3中「などの様々な社会的要請」を「、太陽光をはじめとする新エネルギーの導入、教育の情報化等の様々な社会的要請、地球温暖化等の自然的要因」に改め、「増加等に伴い」の下に「、公立の小学校、中学校及び特別支援学校の」を加え、同3に次の段落を加える。

さらに、児童生徒の学校教育活動の充実や、地域と学校の連携の強化に資するよう、公民館等の他の社会教育施設や福祉施設との複合化等による施設整備を促進する必要がある。

二の4の(四)中「その際」の下に「、地域の防災拠点としての役割も踏まえ」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第九十号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成十八年文部科学省告示第六十二号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、公表する。

平成二十三年五月二十四日

文部科学大臣　髙木　義明

一の1の㈠中「耐震性の確保を図る」を「地震、津波等の災害に備えるための」に改める。

一の2の㈠中「耐震性の確保を図る」を「地震、津波等の災害に備えるための」に改め、同㈡に次のように加える。

(3)　天井材や外装材等の非構造部材の耐震化を図るための改造事業

(4)　防災機能を強化するための整備に関する事業

一の2の㈢中(4)を(5)とし、(1)から(3)までを(2)から(4)までとし、(1)として次のように加える。

(1)　老朽化した施設を再生させるための改造事業

一の2の㈢に次のように加える。

(6)　太陽光発電等の環境を考慮した学校施設の整備に関する事業

(7)　校内ＬＡＮの整備に関する事業

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千十七号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第三十四条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための平成二十三年三月三十一日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十三年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成二十三年三月三十一日を末日とする事業年度に係る農業協同組合法施行規則第三十四条第一項第二号に規定する農林水産大臣が定める金額は、東日本大震災による災害に係る共済金、返戻金その他の給付金の支払のために積み立てる場合には、農業協同組合法施行規程（平成十七年三月二十二日農林水産省告示第五百二十八号）第十一条の規定にかかわらず、当該災害に係る死亡者数等に基づく合理的な方法により計算した金額とすることができる。

○農林水産省告示第千十八号

水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第六十一条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための平成二十三年三月三十一日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十三年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成二十三年三月三十一日を末日とする事業年度に係る水産業協同組合法施行規則第六十一条第一項第二号に規定する農林水産大臣が定める金額は、東日本大震災による災害に係る共済金、返戻金その他の給付金の支払のために積み立てる場合には、水産業協同組合法施行規程（平成二十年二月二十八日農林水産省告示第三百十六号）第十条の規定にかかわらず、当該災害に係る死亡者数等に基づく合理的な方法により計算した金額とすることができる。

○農林水産省告示第千十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字大野字石原三一三六の二、三一三六の八から三一三六の一〇まで、三一三六の一一（次の図に示す部分に限る。）、三一三七の一から三一三七の四まで、三一三八の一、三一三八の二、三一五八の一、三一七八から三一八〇まで、三一八一の一から三一八一の七まで、三一八二の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市井川町吹峯六三五四の九〇六・六三五四の九〇七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六三五四の九〇八から六三五四の九四八まで、六三五四の九五一、六三五四の九五二、六三五四の九五六、六三五四の九七七、六三五四の九八一、六三五四の九八三、六三五四の九八四、六三五四の一〇〇四から六三五四の一〇二〇まで、六三五四の一〇二五から六三五四の一〇二八まで、六三五四の一〇三四から六三五四の一〇六三まで、六三五四の一一三九から六三五四の一一四一・六三五四の一一四二・六三五四の一一七二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、六三五四の一二七九、六三五四の一二八一、六三五四の一二八三、六三五四の一二九五、三野町太刀野山字井ノ久保五四八一の二、五四八一の四、五五三九の一、五五三九の二、五五四九の一、五五四九の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字篠坂字乳尾奥五一〇から五一三まで、大字惣地字大谷六四五の一、六四九の一から六四九の三まで、八頭町姫路字内源山八〇四の二（次の図に示す部分に限る。）、八〇四の三から八〇四の五まで、字広畑ヶ一八〇二の一から八〇二の四まで、八〇三の一・八〇三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八〇三の三から八〇三の五まで、八〇三の六（次の図に示す部分に限る。）、八〇三の七、八〇三の八（次の図に示す部分に限る。）、八〇三の一〇、八〇三の一一（次の図に示す部分に限る。）、八〇三の一二、八〇三の一三（次の図に示す部分に限る。）、八〇三の五八、八〇三の五九、字石ヶ谷八〇五の一から八〇五の五まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、八〇五の六から八〇五の一〇まで、八〇五の一一（次の図に示す部分に限る。）、八〇五の一二、八〇五の五〇から八〇五の六四まで、覚王寺字大瀧三七六の一、三七七、三七八、字奥大瀧四二一の一、四二一の三、四二二の四、字榎谷四二四の一、四二四の六六、四二六の一、四二六の二、四二八、四二八の一、四二八の一八、西伯郡伯耆町大内字見出ノ向弐九五九、字見出一〇三〇、字高所一〇三七の一、字高谷一〇三八の一、字奥見出一〇四八、一〇四九、日野郡日野町上菅字持ケ滝一三四五の一から一三四五の一〇まで、一三四六の一から一三四六の三まで、一三四六の六、一三四七の一、一三四七の二、一三四八の一